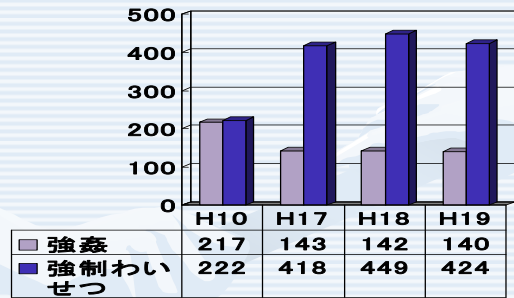


犯罪被害者週間国民のつどい福岡大会 シンポジウム

性犯罪被害者に対する支援

九州産業大学国際文化学部臨床心理学科講師 森川友子

福岡県における性犯罪被害認知件数



性犯罪被害中の被害者

	強姦被害	強制わいせつ被害
とても怖かった	87.3%	78.2%
言うことを聞かないと殺されると思った	70.9%	19.5%
どうしていいかわからなかった	53.6%	41.4%
屈辱を感じた	49.1%	35.6%
これからどうなるのかと思った	47.3%	34.5%
抵抗したができなかった	46.4%	19.5%
どうすることもできない無力感を感じていた	45.5%	19.5%

(内山絢子2000「性犯罪被害の実態(2)―性犯罪被害調査をもとにして―」より抜粋)

性犯罪被害者が直面する問題

- ・ 1. 心理的的症状
- ・ 2. 再被害の不安
- ・ 3. 身体面の問題
- ・ 4. 手続きに関する悩み
- ・ 5. 経済的問題
- ・ 6. 適応の問題

被害者が直面する問題

1. 心理的反応・症状

A 過覚醒 ○四六時中びくびくして怖い ○不眠	B 再体験 ○フラッシュバック (思い出したくないのに思い出して辛い)
C 回避 ○思い出させるものを何としても避けたい ○解離(感情が麻痺して喜怒哀楽がない、現実感がない)	D 身体症状 ○食欲不振、嘔吐、腹痛 ○疲労感など全般的不調
E 否定的自己像 ○自己嫌悪 ○自責感 ○無力感 ○抑うつ・希死	F 怒り ○今まで体験したことのないような怒り
G 自己破壊的行動 ○アルコール ○自傷行為	

→ 被害者は恒常的な不安・恐怖感を体験する

被害者が直面する問題

2. 再被害の不安

A 再接触・被害拡大の不安 ○家を知られている ○被害時に学生証を取られた ○被害時にビデオを撮影された	B 犯人からの再接触 ○犯人が電話してきて面会要求 ○被害時の映像をネタに脅迫
C 出所後の不安 ○犯人がコンタクトを取ってくるのではないかと不安	

→ 被害者は現実的な再被害不安にさらされている

被害者が直面する問題 3. 身体面の問題

A 婦人科関連の不安・問題
○性病罹患の不安
○妊娠の不安

B その他身体の問題
○怪我、痛み

→ 性犯罪被害者は婦人科関連での早期検査・治療を必要としている。
(緊急避妊薬を72時間以内に服用すると70%程度の妊娠を防げる。
(しかし、自らそのことを知っている被害者は少ない。))

被害者が直面する問題 4. 手続きに関する悩み

A 手続き全体についての疑問
○どうしたらいいか見当がつかない
○民事、刑事とは何のことか

B 被害届提出への迷い
○届出したいが、犯人の逆恨みが怖い
○人に知られたくない
○思い出して話するのが辛そう

C 刑事手続き上の困難
○捜査により思い出して辛い
○起訴されず、悔しい
○実刑にならず、許せない

D 民事手続き上の疑問・困難
○損害賠償請求の仕方が分からない
○相手が示談に応じない
○犯人が示談の約束を守らない

→ 被害前にはほとんど馴染みのないことの連続

被害者が直面する問題 5. 経済的問題

A 住居の問題
○単身で被害現場の家に居るのが辛く、今すぐ引っ越したいが、費用も精神的エネルギーもない

注: DV被害者に関しては、公営住宅に緊急で単身入居できる制度あり。平成18年度より。

B 生活保障の問題
○事件後、長く休職しているが、公的扶助はないのか

C 治療費の問題
○長く治療しているが、犯人が見つからないので損害賠償請求できない

注: 犯罪被害給付制度の重傷病給付金
・加療期間1月以上かつ、入院期間3日以上(PTSD等の精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の場合、入院期間がなくても対象。)の被害者の方に1年を限度とし、保険診療による医療費の自己負担相当額が支給される。平成18年より。

→ 救済措置の少なさが、社会全体への不信感へとつながっていく

被害者が直面する問題 6. 適応の問題

A 身近な人との関係
(パートナー、恋人、家族 等)
○ずっと心身の調子が悪く申し訳ない
○回復方法について意見が合わない

B 学校、職場での問題
○元気に振舞っているが...
○集中力が落ち、よく活動できない
○元の職種に戻れない
○なかなか社会復帰できず悔しい

C 近隣との問題
○噂
○近所に犯人がいて復帰しづらい

D 不調・適応困難の長期化
○→否定的自己像→抑うつ

→ 回復には、本人や周囲の想像よりも長期間を要する場合が多い
時間が経過するほど、周囲との関係や否定的自己像に悩む人が増える

周囲の人が直面する問題

- ショック(→代理被害:被害者と同じ症状)
- 自責の念
- 被害者との意見の相違
- 被害者への配慮疲れ・対応疲れ
- 回復を期待しては落ち込むことの繰り返し

→ 被害者を支える周囲の人も支援の対象

社会でできる支援【諸外国の例】

例)カナダ(バンクーバー)性暴力被害者援助(SAS)の活動

●施設
市中心部の総合病院「BC女性医療センター」救急部門。1日24時間対応で週7日。
看護師、医師、SAS専従のコーディネーター兼カウンセラー

●実績
1998年には、女性209人と男性2人をケア

●プログラム
1)医療サービス
・被害者が来所してから45分で診察。
・妊娠、性感染症の予防(緊急避妊薬投与等)。
・本人が同意した場合、法的証拠を採取。

2)司法サービス
・警察との連携
・医学的、法的証拠書類の作成
3)カウンセリング
・希望に応じ、クライシス・カウンセラー導入
4)その他
・患者へのフォローアップ 等

●理念
全てのこと、被害者の同意を得て行う

レイプクライシスセンターのメリット

●まず確実に医療のケアを受けることができる。

●警察への届出を望まない被害者でも、無料で医療のケアを受けることができる。

●医療、カウンセリング、司法が一つの機関のもとで行われ、被害者がいろいろな機関を回らなくてもよい。

参考文献:アクションと家族(1999年,第16巻3号)

社会でできる支援【今、できること】

<身近な者として>

- 責めずに話を聴くこと
- 意向を理解し、受け止めること
- そばに居ること
- 代わりに情報を集めること(司法、医療、民間団体)
- 身の回りのサポートをすること
- 代理・付き添うこと
- 被害者の心理に関して勉強すること
(短期的 / 長期的な心理的影響への理解)
- 自分自身の心理的影響についてケアを求めること

社会でできる支援【今、できること】

<司法>

- 二次被害の徹底防止
- 女性職員の増員

<医療>

- すべての婦人科医院・救急病院でレイプキットの常設、緊急避妊ピルの使用
(含 実態調査)
- 性犯罪被害者に関する研修の必修化

<心理>

- すべての心理士に対する研修
- 一般市民へ、加害防止・被害者支援にかかわる心理教育

<全体>

- 社会全体へのさらなる啓蒙
- 民間支援団体への経済的支援
- 法的整備へ向けて